

都道府県等においては、本事務連絡に記載する催物の開催制限に係る留意事項（補足）に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）

催物の開催制限に係る留意事項については、令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」等において、周知しているところである。

今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案（野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案）が発生したこと等を踏まえ、下記について周知を行う。

都道府県及び関係各府省庁においては、十分御了知の上、適切な運用がなされるよう御留意いただきたい。

記

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、特に、大規模な催物や密の回避が難しいと考えられる催物（例：立ち見で位置の固定がない催物）について、必要に応じて、当該主催者がこれまでに実施した催物の開催実績や、催物当日の感染防止策の実施状況等について、多角的な情報収集を行い、その実績等を踏まえて適切な感染防止策を行うよう、対話に努めること。
- ・数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、各都道府県は、感染防止策の徹底を要請することはもとより、要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、当該イベント開催中であっても、令和 2 年 9 月 11 日付け事務連絡 1.（3）④も踏まえ、中止又は延期等を含めて、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請を行うこと。なお、必要に応じて現

場視察等による感染防止策の遵守徹底の確認を行うこと。

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物が開催された場合には、令和３年８月２５日付け事務連絡１．（５）⑥を踏まえて、当該問題のある催物主催者等の情報を各都道府県と関係省庁間で共有すること。